

水上設置遊具を運営する皆さまへ

水上設置遊具の安全に関するガイドライン (抜粋版)



火傷防止のために
遊具に適宜水をかける



遊具は
衝突防止のため
一方通行にする

死角を作らないように
監視員を配置する

スライダーは衝突防止の
ため1人ずつ滑らせる

落水後は再浮上を
しっかり確認する

ライフジャケットの
着用を義務付ける

子どもから目を
離さないように
保護者に
予め伝える

遊具への
搭乗口を決める

遊具の下に
潜り込ませない

フジツボ等の貝類を
こまめに除去する
(海上設置の場合)

飛び込み等、危険行為を
しそうな段階で注意する

高さのある遊具は、
滑り落ちて下にいる人と
接触しないよう注意して監視する

最大利用人数を定め、
利用者同士の接触が
起きないように監視する



遊具の設置に関する留意事項

■ 設置前の各所への相談



設置にあたっては、自治体、漁協、海上保安庁等、関係機関に連絡し、許可を得たうえで設置する。

■ 安全な遊具の選定



安全度の高い設計の遊具を選定する。取扱マニュアル等が付されていない遊具については使用しない。

■ 安全な場所への設置



遊具の提供事業者、事前に設置場所を相談するとともに、転倒時のケガ防止のため、海であれば干潮時でも水深1m以上、プールであればプールサイドから離れた場所に設置する。

■ 遊具の確実な設置



風や波で遊具が流される可能性があるため、アンカーや土のう等で、遊具が流されないように確実に設置する。

遊具の安全な運営に関する留意事項

■ 運営、安全管理マニュアルの作成



設置場所の特性などに合わせた運営、安全管理マニュアルを作成し、スタッフにその内容をレクチャーする。

■ チェックリストを基にした安全点検



安全点検チェックリストを作成し、運営前、運営中、運営後等、日常的に点検する。

■ 悪天候時の運営中止・遊具撤収



悪天候が予測される際には、予め運営を中止する。特に台風時には、遊具が流されたり、飛ばされないよう撤収する。

■ 利用時の注意事項の伝達



利用前に、利用者に対して利用時の注意事項を確実に伝える。

事故対応

■ 緊急時の連絡体制の構築



事故や急病人発生時等、緊急時の連絡体制を予め構築する。

■ 事故後の関係先への報告



事故発生後は、警察・救急への通報といった初動対応が終わり次第、自治体・消費者庁・経済産業省・所管省庁へ報告する。

遊具の適切な遊び方・注意事項・禁止事項を正しく理解して、安全に管理しましょう！



本ガイドラインに関する問合せ先

経済産業省 消費・流通政策課

電話番号 03-3501-1511

https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/guideline_suijou.html

本ガイドラインはこちら!!

